

清代後期の夫婦間訴訟と離婚

——『巴縣檔案（同治朝）』を中心に——

水
越
知

はじめに

1 清代の檔案のなかにみえる離婚

(一) 檔案史料を利用した離婚問題の研究

(二) 『巴縣檔案（同治朝）』（婦女）分類にみえる紛争

(三) 文約に見る離婚問題

2 夫婦間の訴訟① —— 夫から妻を訴える訴訟

(一) 龔正才・周氏夫妻の訴訟

(二) 夫による告訴の意味

3 夫婦間の訴訟② —— 妻妾から夫を訴える訴訟

(一) 妻妾の告訴における問題

(二) 妻の訴訟戦術

(三) 妾をめぐる訴訟

むすび

はじめに

前近代中國において、夫婦關係ほど絶對的な優劣が定まっていたとみなされる關係も少ない。それは「禮」と「法」によって規定され、「三從」の思想や節婦崇拜のようにある種の信仰でさえあつたからである。いうまでもなく前近代の社會秩序の基盤となつていたのは儒教思想である。儒教思想が何よりも重んじてきたのが家族内の倫理・秩序であり、國家や支配階層たる士大夫たちはその維持を至上命題とし、禮に基づいて行いを規制し、また禮に適つた行いを獎勵してきた。禮の十分に及ばぬ庶民階層には教化や強制という手段が採られ、違反者に對しては法をもつて臨んだ。こうした秩序觀念が具現化する家族法にあつては、家族の禮的秩序がそのまま法的地位に反映され、妻、子、卑屬に當たる人々が社會的にも法的にも劣位にあつたこともよく知られている。

こうした前提を立てば、禮的秩序による「無訟」社會が現出し、訴訟の必要はほとんど感じられないはずである。しかし現實には中國は訴訟が多發する社會だつた。しかも、もつとも安定した社會の基礎單位であるはずの家族のなかでもしばしば訴訟があり、むしろ訴訟全體のなかで主流をなしていたのではないかと思われるほどである。彼らの紛争は「戸婚田土」の案件に屬するものがほとんどで、遺産相續、婚姻關係、土地争いなどが中心になる。これは現代中國の民事訴訟とも大きく變わるところはない。

また實際の訴訟史料からみる限り、家族内で法的に明白な優劣關係が存在するにもかかわらず、多くの訴訟が起こされていることが注目される。法的弱者が自己の主張を公的に訴えることができ、法的強者も法手續きによる執行を求めるといふのは國家の司法制度の成熟を示すだろう。また法の制定意圖とは別の民間の論理、例えば法的弱者の立場を利用して地方官の同情を買ふといった訴訟戦術——とくに女性の場合に顯著——が法廷に入り込んでくる實態が指摘されるように、一筋縄ではいかなない社會の實像を知りうる好材料ともなる。その一方で、法的弱者が相對する強者の側——父母や

夫、年長の親族たちは法的優位を背景にして壓力をかける存在とされるのみで、訴訟の分析のなかでも積極的に論じられてきたわけではない。夫婦に關していえば、夫婦關係に問題があり、離婚を望んだとしても、妻が離婚を請求することは法的に難しかったことは事實であり、まして妻が離婚訴訟を起こすことは非常に少なかったと考えられる。そのため従来の法制史的な議論では妻の意志はそれほど重視されず、夫の離婚權を中心に考察されてきた。しかし近年、夫の專權という像に止まらない夫婦間に起こる紛争や犯罪に關して注目され始めている。^①

この分野の研究が進んだ背景には、そこに女權擴大の萌芽を求める見方がある一方、むしろ前近代の悲惨な狀況をより具體的に描き出す問題意識もあり、いずれも現代の夫婦關係に對する研究者の認識を投影している。また史料の面からは、夫婦間の紛争について顛末を知りうる檔案史料の存在がある。個々の檔案史料は斷片的ながら、壓倒的な分量から豊富な實例を集めることで、ある事象の全體像を組み立てるのが魅力である。ことに地方檔案の大部分を占める訴訟史料は、民衆レベルの日常的な空間を垣間見られる貴重な材料である。地方檔案を利用した夫婦關係の研究は着實に進められており、近年のもつともまとまった成果として、清代の四川省南部縣（現四川省南充市）の『南部檔案』を中心とした蔡東洲氏の研究が上梓された。このうちの一章が「婚姻と社會」に割かれ、婚禮の慣習や賣妻の問題、さらには國家から「惡習」とされた招贅婚、同姓婚、童養媳なども檔案史料から總合的に論じられている。^② これらの問題は南部縣だけでなく、全國で普遍的に存在したと推測できるが、重慶府巴縣の『巴縣檔案』についても蘇成捷氏、李清瑞氏らが賣妻や婦女誘拐などの問題を、張曉霞氏が主として婚姻問題をテーマに研究を進めている。^③

筆者もこれらの研究の驥尾に附して、清代の重慶府巴縣の『巴縣檔案（同治朝）』（婦女）を中心に研究を進めてきたが、そのなかで妻妾の夫に對する告訴や、反對に妻の不行狀を知縣に訴える夫の姿など、儒教社會の通念を覆すような事案にたびたび遭遇した。これこそが現代の離婚増加に警鐘を鳴らす人々が求める古き良き「傳統美德」の世界だといえるべきだろうか。^④ 前近代において數的にも離婚や夫婦間の訴訟は例外的な問題ではなかったはずだが、家族法の原則や「賣妻」な

どの犯罪性の高い事例に關心が集中し、かえって離婚などの平凡な事象が見落とされているのではなからうか。そもそも夫婦間の訴訟に關しては地方檔案以外から窺い知ることが難しく、これから分析を本格化せねばならない。本稿ではその第一歩として離婚を中心に夫婦間訴訟を検討し、前近代中國の夫婦像に新たな一面を加えたいと考える。⁵⁾

1 清代の檔案のなかにみえる離婚

(一) 檔案史料を利用した離婚問題の研究

前近代中國の離婚については、婚姻制度全般からみた陳鵬氏の研究などに概述され、また法制度の観点からも滋賀秀三氏・瞿同祖氏をはじめ研究も極めて豊富であり、ここで詳論する必要はないが、大別すれば(1)協議離婚、(2)夫の専權としての離婚權行使、(3)裁判による離婚の三つがあった。

(1) 協議離婚は夫側と妻側の雙方の家が協議妥結すれば法律上、一切問題はなかった。

(2) 夫の専權としての離婚權行使は無制限には認められないが、「七出」⁷⁾の條件に合致した場合に妻を離婚することが認められた。このほかに妻が夫を殴る、「背夫逃亡」、「姦通」などがあつた場合には夫が妻を嫁賣、つまり他の男性に賣却することができた。滋賀氏はこれを妻に對する刑罰に附帶した離婚形式の一種だと述べる。⁸⁾

(3) 裁判による離婚はまず「義絶」がある。「義絶」は、夫が妻の祖父母・父母を殴る、親族を殺す、反對に妻が夫の祖父母・父母を殴る、および兩家の親族間で殺人が起きた場合など客觀的に婚姻關係が繼續し難い狀況になると、官によって強制的に離婚が命ぜられた。また夫が失踪、あるいは長期間歸宅しない場合、三年なり五年の期間を經過すれば、官に告げて別の男性に改嫁してもよいとされた。これらは裁判による離婚規定とはいいいながら、事實を確認するだけで、夫婦雙方の主張を法廷でぶつけ合う性質のものではない。

離婚に關して妻側に法的な權利はほとんど認められないが、法規定では①賣春の強要、②夫が妻を殴り折傷以上に及んだ場合、③賣妻・典妻（一定期間の妻の貸し出し）の場合に夫を告訴することが可能であり、事實が認定されれば夫が處罰された上で離婚となる。

このように法制史的な觀點では、離婚の問題は夫の權限の規定と妻側に對する一定の留保とが指摘されるが、離婚をめぐる訴訟はこれまでほとんど考察の對象とならず、まして夫が妻を訴えることなどは、離婚を含めて手續き上まつたく不要にさえ思われる。これらの法規定上の原則に對し、實際の清代の離婚はどのようなものだったのか。次に檔案史料を利用した從來の研究について概観してみたい。

清代中期、乾隆年間の後半の婚姻問題を幅広く論じた王躍生氏は、『刑科題本』の「婚姻姦情類檔案」を主たる材料として、「七出」などの離婚に關する法規定と檔案史料に見られる現實の離婚のあり方を比較する形で考察をおこなった。⁹⁾ 王氏はまず「七出」を理由とする離婚は決して多くはなく、なかでも姦通は五二六件の姦通事案のうちわずか一・九パーセントしか離婚に至っていないことを明らかにし、それ以外の「七出」の離婚理由も極めて例が少ないとした。一方で「七出」以外の原因での離婚として夫婦の不和や夫の離婚權の濫用、さらに妻からの離婚要求などの例を擧げるが、全體として夫婦間の紛争が結果的に離婚に至る場合が少ないことを指摘した。たしかに『巴縣檔案（同治朝）』でも姦通で告訴された案件で、夫が妻を取り戻すことで結末をみた案件は多い。このことは妻の所有權に對する夫の意識を示すものとして注目される。

また郭松義氏は『刑科題本』や『順天府檔案』、『巴縣檔案』などから一四四件の離婚案件を抽出して分析を試みた。¹⁰⁾ 郭氏が分類した離婚原因は「妻の不貞」、「夫婦不和」、「貧困」など現代にも共通する原因であるが、「妻の不貞」が一パーセント程度で比較的多いほかは、目立って多い離婚原因はないとした。また離婚を要求する主體は夫が五四パーセント、妻が一・二・五パーセントであり、離婚に關して夫の優位が顯著であるものの、半數近くは夫以外の要求、または協議

離婚であることを明らかにした。郭氏は協議離婚のなかにも夫の意志が反映されることが多いとみるが、これも一考を要する問題である。また王氏・郭氏が基礎とした史料については、同じ檔案史料とはいえ、結果として人命に關わる事件に至った『刑科題本』所載の案件と地方で處理が済んだ輕微な案件がほとんどの『巴縣檔案』では、紛争の重大性に大きな違いがみられ、時期的にも清代中期と清代後期の時期的な違いにも慎重にならねばならない。

また地方檔案を利用した離婚問題の研究では、張曉霞氏が『巴縣檔案』を材料に「休妻（離婚）」と「嫁賣生妻（賣妻）」の理由を分類して概観しているが、今のところ離婚原因としては先行研究の示す事例を逸脱するものはない。また張氏の研究は各案件の全體から見て、誰の、どの段階での主張なのか言及がなく、はなはだ不確定なものになっており、この點は、より詳細に檔案史料を分析することで再検討せねばならない。

(二) 『巴縣檔案（同治朝）』〈婦女〉分類にみえる紛争

筆者は先に、『巴縣檔案（同治朝）』〈婦女〉の分類について初步的な分析を試みたが、その後判明したことや修正すべき箇所も含め、改めて簡単に述べておきたい。

四川省檔案館によって『巴縣檔案（同治朝）』〈婦女〉に分類された案件は、案件番號による單純な數量で一三六一件あるが、番號の重複や一つの番號に複數案件が含まれる場合を考慮すると一三七〇件となる。このうち當事者の名前などから一聯の案件だと判断できる案件が一一四件あり、これを差し引いた一二五六件がひとまず分析對象の母數となる。ただし〈婦女〉に分類されながら、實際の内容は婦女と關係ない案件や、反對に〈家庭〉など他の分類にも婦女を中心とした案件が存在する。巴縣の婦女關係の案件全體を把握するためにはさらに調査を進める必要があるが、夫婦間の訴訟に關しては〈婦女〉の分類がもつともまとまった史料群であることは搖るがないため、本稿でもこれを基礎とし、必要に応じて他の史料も援用しながら考察を進めることとする。

次に案件の特徴についても確認しておきたい。告訴状にみえる訴訟理由は多岐にわたり、その分類は困難である。便宜的に原告の告訴状の内容を中心に分析すると、もつとも頻繁に言及されたのは「誘拐」で全体の約三割が該当する。続いて「姦通」が一五％程度、「嫁賣（賣妻を含む）」が二三％程度となるが、このほか主要要因として分類した訴訟理由を列挙すれば、

- ① 誘拐
- ② 姦通
- ③ 嫁賣（夫、親族、または他人が現在の夫とは別の男性に金銭を代價に嫁がせる）
- ④ 出奔
- ⑤ 毀婚（夫婦関係の破綻を教唆したり、再三實家に連れ戻すなど）
- ⑥ 強占（正式な婚約や婚禮なしに女性を無理やりに妻妾とする）
- ⑦ 虐待
- ⑧ 不行狀（浪費やアヘン吸引など。妻の場合は「不守婦道」の表現が多い）
- ⑨ 改嫁（夫の留守中などに妻の親族が勝手に別の男性に嫁がせるなど）
- ⑩ 賣娼（夫から他の男性への賣春を強要、娼館に賣られるなど）
- ⑪ 婚姻トラブル（聘財の未拂い、婚約の違反など）
- ⑫ その他（竊盜、遺産問題、賣子、誣告など）となる。

もちろん原告の告訴状は原告の主張でしかなく、それが案件の種類を決定するわけではない。また告訴状のなかに複数の要因が含まれることもある。例えば妻が夫以外の男性に誘拐され、無理やり妻にされた場合は「誘拐」と「強占」となるし、それを娼婦として賣った場合は「賣娼」が加わるのである。

さらに注意すべきことは、多くの案件で被告側からの反訴が行われており、その主張は往々にして正反對の事情である。つまり原告・被告、また第三者など立場によって訴訟理由は違ったものになるため、どの立場に立つかで数字は大きく變わってくる。知縣の堂諭や結狀などは事案の分類を確定する有力な材料ではあるが、半数以上の案件で知縣による審訊や結狀を缺いている上、判決後もしばしば訴訟の蒸し返しがある。こうした事情から、檔案史料に残る雙方の主張のみで事の眞偽を論ずることは極めて困難である。

こうした檔案史料の持つ根本的な問題は、告訴狀の文章自體から問い直す必要も出てくる。告訴狀は自らの立場を有利にするための手段の一つであることを理解せねばならない。すでに唐澤靖彦氏が詳論するように、『巴縣檔案』の告訴狀も代書人や訟師たちが一定の告訴狀のスタイルにのっとり、效果的だと思われる用語を選択した結果であり、細かな事實關係を認定するよりは扇情的な文體によって案件として受理されることを目指したものだ¹⁴とされる。このことは審理を行う知縣も認識していたと思われ、「情節支離（事情の説明は支離滅裂である）」と批が附された告訴狀が見るのは虚偽、捏造、誇張の可能性を常に意識していたからであろう。

こうした不安定な史料である檔案史料から何を讀み取ればよいのか。ことに夫婦關係にまつわる事案は情緒的な言辭に流れやすく、客觀性に缺ける場合が多い。そのなかで（1）事實、あるいはほぼ事實だと思われる内容、（2）眞偽不詳な内容、に分けて考えると、

（1）告訴狀内の氏名、年齢、住所、年月日などの事項

録供（法廷での供述）、知縣の堂諭、結狀など審訊に基づく内容

證據書類として提出された文約の類

（2）告訴理由、受けた被害の程度など、告訴狀の主たる内容

とできよう。これに該當しない例が多数あることは豫想されるが、ひとまず腑分けすることで、採るべき分析の道筋が明

らかになる。すなわち確實と思われる堂諭・結状などから案件の結末を知ることができ、文約からは原因や経緯を知ることができ、反対に告訴理由は、告訴状の段階ではレトリックの分析に止まることになる。この認識に基づき、檔案史料のなかでも史料の確實性の高い「文約」から議論を始めたい。

(三) 文約に見る離婚問題

『巴縣檔案(同治朝)』(婦女)のなかに、結婚・離婚など、夫婦関係の状況を反映する「文約」¹⁶契約文書は一〇〇件餘り含まれる。これらは訴訟において知縣、および訴訟相手に自らの正當性を主張する材料として提出されたものであり、文約の原本もしくは必要な文約を抄寫したものが「粘單」として告訴状に附された。文約の数とそれが含まれる案件数は概ね一致するが、一件の檔案に複数の文約が含まれる場合もある。婦女関係の文約では婚姻関係がもつとも重要だが、これに關しては郭松義・定宜莊氏の研究が詳細で、基本的な研究文献となる。¹⁵これら先行研究を参照しつつ夫婦間訴訟における文約の意味を見ておきたい。

『巴縣檔案(同治朝)』(婦女)のなかの文約としては、「永敦和睦文約」など訴訟を收拾する和解文約が二四件でもつとも多い。次いで離婚に際して交わされた離婚文約が二一件、再婚も含めた婚姻の文約が二一件、そのほか賣妻、承領(身の引き取り)、人身賣買の文約などがある。和解文約のなかには離婚を前提として、その後の紛争を防ぐための文約もあり、また嫁賣・改嫁文約も離婚の文約の一種と見ることができよう。そう考えれば、文約のなかで離婚文約が占める位置が大きいことがわかる。¹⁶この離婚文約についても郭松義・定宜莊氏が「休書」に分類して論じているが、本稿では、同一の史料群から多くの材料を集められたため、文約が含まれる案件の経緯と總合すれば雙方の合意形成のあり方を知ることができ、分析を先に進めることができるだろう。¹⁷

先に見たように、法規定では文約の存在がいわゆる協議離婚の成立を意味すると思われ、法律の介入しない離婚になる。

退婚文約には必ず離婚の理由が書かれるが、『巴縣檔案（同治朝）』（婦女）のなかの二一件の退婚文約によれば、
貧困による生活苦 …一四件

夫婦不和 …五件

妻が「婦道を守らない」 …四件（以上は複数要因を含む）

となり、生活苦が離婚理由全體の七割程度を占める。夫婦不和、妻が「婦道を守らない（不守婦道）」はいずれも妻側に問題があるとするが、「外に在っては婦道を守らず、家に在っては公婆に不孝、丈夫に不敬」（No. 788）のように、事實というよりも退婚文約の定型句かもしれない。¹⁸ 一方で郭松義氏がもつとも多いとした「妻の不貞」に明確に言及した退婚文約はなく、なかには明らかに夫の非を認めるものもある。例えば以下の例がある。

〔案件①〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 8172 同治十一年（一八七二）年三月八日

（原告）李慎之（夫）

（被告）劉紀坤、劉董氏（妻の親族）ら

（内容）李慎之は、自分の留守中に妻・李劉氏の兄の劉紀坤らが勝手に別の男性に李劉氏を嫁したとして訴えた。妻の母親の劉董氏が反訴し、また李慎之には郷里に王氏という妻がありながら偽って劉氏を妻にした「重婚」だとした。原告・被告雙方はすでに八年間も訴訟を續けており、同治四年の時點で李慎之は退婚文約を書いたにもかかわらず、言いがかりをつけてきたという。¹⁹

告訴と反訴が出揃うと、知縣は「自理せよ」と批した。改めて關係者の協議が行われ、同治十二年（一八七三）二月に李慎之が「重婚」を認め、先の退婚文約を踏襲する形で文約を作成している。律によれば重婚は處罰の対象だが、この件で²⁰

李愼之が罰を受けた形跡はない。

次に文約における離婚の主導者に關しては、退婚文約による限り、親族や近隣を交えて協議したものが八件、夫や夫側の判断で離婚したものが五件、「夫婦商議」とあるのは二件のみだった。また妻側からの離婚要求が確認できるのは、No. 8172で妻の實家からの要求、またNo. 734で生活苦のために妻が離婚を願ひ出て、夫が文約を作成した二件である。

また、夫婦間の紛争が圓滿に解決できず、訴訟となつて拗れた夫婦や親族關係を修復したり、あるいは今後の訴訟を未然に防ぐために作られた文約は二二件確認できる。名稱は「永敦和睦」、「永杜後患」などがあるが、意味はほぼ同じである。例えば『巴縣檔案（同治朝）』No. 7811、同治八年（一八六九）八月二十一日の金義盛・金謝氏夫婦聯名の文約は以下の内容である。

金義盛と金謝氏の女むすめである金氏は陳恒興の妻となつたが、しばしば夫婦喧嘩をし、同治七年（一八六八）正月に金義盛と陳恒興は嶽父と婿の間で互いに告訴した。審訊の結果、金氏は夫の陳恒興が連れ歸ることとなつたが、恒興は相變わらず正業に勵まず、生活にも事缺いたため、金氏は八年六月に梁滄海に改嫁した。金氏は滄海の留守中に出奔して自殺を圖つたため、滄海は疊かさねが及ぶのを恐れて金義盛らに金氏を引き取るよう求めた。今後は滄海、および陳恒興も金氏に關與できないことを約した。²¹⁾

この文約が交わされた直後に、金義盛・梁滄海の聯名で知縣に具存狀（存案を求める訴え）が提出されたが、知縣も雙方合意で文約が作成されたのならば存案に及ばないと批を書いた。²²⁾この案件では、金氏をめぐつて夫と妻の實家の兩親が互いに訴えを起こす狀況となり、同治八年四月に行われた審訊では金義盛が女むすめを唆したとして掌責（平手打ち）になつた。ところが八月にこの文約が出たことで形勢が變わり、金氏の再婚相手の梁滄海も含めて一舉に解決してしまつたのである。

文約に名を聯ねる人々を見ると、基層地域社會内での紛争の多くが調停によつて解決されたように、夫婦間の紛争もまた、當事者間の協議で解決しなかつた場合に宗族や近隣の調停が行われたと思われる。²³⁾ただ往々にしてそれが不調に終わ

り、訴訟に發展したことは以下で見ていきたい。

このほか告訴状に婚姻文約が添附されることがあった。その第一義的な理由は、告訴の規定である「狀式條例」による。そこでは婚姻關係の告訴をする場合、媒酌人、婚書などの證據がなければ受理されない規定であった。ただし『巴縣檔案』を見る限り、「狀式條例」にはその規定が見えなくなっており、婚姻關係の訴訟に必ず添附すべき證據書類ではなかったと思われる。しかし婚姻文約が提出されない場合は不利な判決が出ており、例えば No. 734⁽²⁴⁾では知縣から「婚書、媒證を指實する能わず」として、不法な婚姻と斷じられ、告訴した夫が掌責された。

比較的圓滿であるはずの婚姻文約は別にして、すでにさまざまな問題が生じている夫婦間で文約が作成されるには非常な努力が必要だっただろうし、周囲の高い調停能力が必要だった場合もある。しかしこれを交わしておかねば、後日夫婦双方にとってさらに深刻な問題が生じかねない。もちろん文約があっても結局訴訟になるのだから、効力は絶対ではないが、法廷に出ると俄然有効になるのである。

このように、離婚の法規定や妻からの告訴の可能性、また離婚原因などの分析は進んでいるが、夫婦間の訴訟はこれまで議論になっていない。『巴縣檔案』を見ると、夫婦間の紛争原因はさまざまであるにせよ、夫婦關係、もしくは親族を含めた周囲の人間關係が破綻している以上、離婚という結末に至ることが多いのは當然である。一方で彼らは人間關係破綻の影響をいかにして輕微にするか、そして自らの立場をいかに有利に確保しておくかに腐心したと思われる。そのなかで離婚という解決は最善ではなかったとしても、妥當な解決として選擇されたと思われる。しかし、その結末に至るのは必ずしも容易ではなかった。夫婦間の訴訟がどのように争われ、解決されたのか、また夫婦雙方がいかなる訴訟戦術によって望むべき結果を得ようとしたのか、とくに原告と被告の關係を中心として夫婦間訴訟と離婚の實態を考えてみたい。

2 夫婦間の訴訟① —— 夫から妻を訴える訴訟

夫婦間の訴訟について、まず夫が妻を告訴する場合を考えてみたい。筆者は先に『巴縣檔案（同治朝）』では、多くの場合夫が訴訟を起こしたことを明らかにしたが、訴訟開始當初、夫が原告で妻が被告に名を連ねた案件は重複を除いて八件ある。このほかに夫が妾を訴えた案件が一九件あるが、これは別に考えたい。訴訟理由は「姦通」、「出奔」、「誘拐」、「妻の不行状」などだが、姦通や誘拐などは當然姦通の相手や誘拐犯が存在するので、そちらを主たる被告とし、妻は共犯的に擧げることになる。また強姦や誘拐の被害者として妻の名を擧げていたが、途中で共犯だったことが分かり、妻に對する訴訟になることもある。すなわち夫が妻側を訴える場合は大別すると、①妻本人を訴える、②妻の親族を訴える、③誘拐・姦通犯を訴えつつ、妻も被告に加える、という三つのパターンになる。もちろんこの三つは案件の性質によって複合することもあるし、平素の妻に對する夫の感情によって訴えの強さも變わるため、一般化して論ずることは難しい。ここではまず龔正才と周氏という夫婦の間で争われた訴訟を紹介し、考察の手掛かりとしてみたい。

(一) 龔正才・周氏夫妻の訴訟

〔案件②〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 7365 同治三年（一八六四）三月十九日

（原告）龔正才（夫）

（被告）陳合順、賴天茂、蘇貴、龔老么、周仁貴、周翰氏、周氏（妻）

（内容）龔正才は龍隱鎮から重慶の神仙坊に出てきて木匠舗を営んでいた。陳合順が龔老么を仲間に引き込んで、龔正才の妻・周氏と姦通させた。妻の母の周翰氏は正才に退婚をせまったが、正才は拒否した。陳合順は周氏に着物を買い與えて、天主堂から持ち出したとして正才を誣告させた。同治二年（一八六三）六月になり、正才は「毒婦謀害」で妻を告訴

したが、離婚せよとの判決はなかつた。いまだ結状を出していないなかで、周仁貴は周氏を連れて蘇貴の家に住まわせた。頼天茂は錢四十千文で周氏を賣るように要求してきたが、正才は拒否した。すると頼天茂は正才を誣告し、審訊の結果、正才は拘禁されることとなった。⁽⁵⁾

さらに同治三年五月に出された龔正才の告訴では、もともと周氏との夫婦關係は良好だったが、嶽母の周鞠氏が轉居して來てから夫婦が反目するようになり、周氏は陳合順と姦通したとする。龔正才は當初目をつぶっていたが、陳合順は頼天茂・蘇貴と共謀して正才に周氏との退婚文約を書くように強要し、正才は無理やり書かされたという。ここまでは夫の龔正才の主張が續いたが、五月十九日になって妻の母の周鞠氏が反撃した。その主張によれば、同治三年二月に龔正才は周鞠氏の家に押しかけ、銀二〇兩を出せば退婚文約を書くが、支拂わなければ連れ去るとし、周氏はやむなく従った。その後、正才は劉安全らを使って、周氏に傷を負わせ、頼天茂を訴訟に巻き込んだとする。また同年十月には妻の周氏自身が夫を告訴し、夫は自分を頼天茂に妾として嫁賣しようとしたと訴えた。ここに至って訴訟の争點は、

夫側の告訴…妻の姦通、妻の親による毀婚、離婚の強要

妻側の反訴…夫による離婚強要、傷害、誣告、妾として嫁賣

となった。これまで確認できた限り、この案件はNo.7365のほか、No.7414、No.7418、No.7440、No.7603、No.7627、No.7818、No.8347に分散しているが、それらを整理し直すと、同治六年（一八六七）九月まで四年間にわたって續いたことが分かる。おおよその展開を概述すれば以下の通りになる。

① 同治三年十一月、知縣による審訊。妻の周氏は陳合順に誘われて姦通したと認定し、掌責とし、陳和順は周氏の嫁賣を企圖したとして鎖押、龔正才は周氏を連れ歸り、嫁賣を許すとした。それに基づき結状作成。

② 同治四年（一八六五）二月、夫側の劉安全、妻側の周仁貴が互いに相手を告訴して訴訟の蒸し返し。その後、何度

か互いの告訴が續くが、いつの時點かで周氏が出奔した。

- ③ 同治六年七月、龔正才が出奔した妻を發見し、郷約の陳晉堂の家で「理講」したが、周氏は「婦を恃んで」暴れて言うことを聞かなかつたと告訴した。一方、妻の周氏も同時に夫が依然として銀を要求し、聞かなければ嫁賣をすると脅したと告訴した。

- ④ 同治六年八月十二日、郷約の陳晉堂らの立ち會いのもと、龔正才は妻側が三二兩出すことを條件に、これ以上の訴訟をやめ、協議離婚の形で文約を作成し、それを妻側に渡した。

- ⑤ 同治六年九月二十六日、監正、郷約らが聯名で知縣に「懇狀」を提出。龔正才が離婚に應じたこと、および訴訟繼續の意志がないことを理由に訴訟の取り下げを願ひ出て、知縣が了承。同日に雙方が結狀を提出した。

この案件は、數年間繼續して夫側と妻側が告訴合戦をしたが、最終的には有力者の仲介によつて文約を作成し、一應圓滿に解決している。こうした例は實際にはそれほど多くなく、その意味で本件が夫婦間訴訟の典型的な事例とは言えないのだが、さまざまな特徴を包含しているため、事例としては好都合なのである。以下いくつかの點を検討してみよう。

(二) 夫による告訴の意味

龔正才の案件からみると、告訴理由は單一ではなく複合的なものだった。しかも訴訟が進行するなかで、夫側の告訴理由も姦通・離婚強要から出奔や夫の命令を聞かないなど、段々と理由が附加されている。『巴縣檔案（同治朝）』の夫婦間訴訟では、このように目まぐるしく訴訟が展開することが少なくない。龔正才の案件のなかで夫側に有利に進められるのは妻の姦通、出奔が認定されることだと思われる。すなわち法規定では姦通は重罪であり、「七出」による離婚はもとより夫による他の男性への嫁賣も容認される。出奔の場合も嫁賣が認められる點は同じである。その事實が有無とは別に、この論法に持ちこむのもつとも効果的であつたに違いない。

またこの案件のように、被告として妻の姦通相手を訴えることが非常に多い。これは誘拐を訴える場合も同様である。姦通の場合は確かな證據を挙げねばならないので、その現場を押さえたとして訴えることも多い。誘拐の場合は妻の所在が分からず、誘拐犯も不明なことが多くなるため、妻を告訴しても「存案」の扱いとして行方不明の届け出をし、知縣に究明を求めることがよく見られる。結局、後日になって真相が姦通相手と謀っての出走であったとか、實家に連れ歸られたなどの事情が判明したりする。つまり夫婦間訴訟のなかで誘拐案件が潜在的にもつとも先の豫測が難しく、また複雑化する可能性があるといえよう。例えば次のような案件がある。

〔案件③〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 7457 同治五年（一八六六）五月二十三日

（原告）羅廷富（夫）

（被告）楊西亭、羅朱氏（妻）

（内容）羅廷富の訴えでは、廷富が南川縣に商賣に出ている間に妻の朱氏は「不守婦道」で何者かと姦通して出走していた。廷富が探した結果、楊西亭によって娼婦にされていた。しかし朱氏の反訴では、廷富は過去に朱氏に賣春を強要し、朱氏の實家と訴訟になり、結局朱氏を李洪順に嫁賣した。その後も何度も李洪順に金錢を要求したとする。審訊の結果、羅廷富と朱氏はすでに離婚しており、楊西亭と再婚していることが認定され、羅廷富の訴えが無効だとされた。⁽²⁶⁾

また誘拐事案として訴えたが、途中で誘拐されたはずの妻から反訴を受けて事案が夫婦間の訴訟に變化した案件もある。

〔案件④〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 7826、No. 7844 同治八年六月二十一日

（原告）曾榮山（夫）

(被告) 歐四、歐二 (跟要||被告ではないが身柄を要求) 曾傅氏 (妻)

(内容) 曾榮山は李傅氏を妻とし、連れ子が一人あった。五月九日に曾榮山が仕事から歸ると妻と子が行方不明だった。歐四らが誘拐したことが分かり、六月十六日に歐四を見つけて投訴した。これに對し、妻の傅氏は「もともと歐四と再婚したのを曾榮山が自分の妻であると誣告した」と反訴した。審訊の結果、歐四・傅氏側の非が認定され、傅氏は掌責の上、官媒によって改嫁させることとなった。²⁷⁾

誘拐は見ず知らずの人物の犯行よりも、親族や近隣の犯行とする告訴が多いことはすでに指摘がある。²⁸⁾ 夫側の主張では、夫婦関係は良好であったのに實家の親や兄弟らが妻を唆して反目させ連れ去ったとすることが多い。その背景に、實家をもっと条件のいい男性に女を再嫁^{セマ}させたい思惑があるとするのだが、こうした夫と妻の實家の潜在的な緊張関係が訴訟を誘発するのである。例えば以下のような案件がある。

〔案件⑤〕『巴縣檔案(同治朝)』No. 7229 同治二年十月二十五日

(原告) 邢協泰 (夫)

(被告) 邢雷氏 (妻)

(内容) 夫の邢協泰の訴えでは、妻の邢雷氏は結婚後數か月だが、「不守婦道」で、外に出歩いて遊び、夫が教戒しても改悛しなかった。同治二年九月になって突然出奔し、衣飾錢物を持って實家に歸ってしまった。しかし實家に妻の姿はなく、何らかの事件に巻き込まれた可能性もあるので「存案」²⁹⁾を要求した。實家の母親が反訴し、邢協泰が邢雷氏を無理やり妻にしたもので、實家に連れ戻すことになっていたと主張。審訊の結果、知縣は邢雷氏が夫に背いて出奔したことを「不守婦道」とし、同時に邢協泰の監督不行き届きを認定し、夫婦の離婚を命じた。

ここまで見てきたいくつかの案件に本質的な違いはあまりない。共通するのは夫側と妻側で主張が異なり、争点がかかりずれていることである。またいずれの案件でも妻の不行状を並べ立てて告訴する夫の姿がある。この点は家父長制に象徴される一般的な儒教社會のイメージとどのように整合性を持って説明することができるのか。本来、伝統的な「七出」の離婚規定からいえば姦通や舅姑に對する不孝はそのまま離婚の條件になる。王躍生氏によれば、夫婦間の衝突の大多数は夫が起こしたとし、それらは家庭内で暴力的に解決されることがほとんどだが、これは『刑科題本』の史料の性質にもよるだろう。ただ、夫から妻への訴訟には言及がない。『巴縣檔案』では少なくとも暴力的に解決する夫の姿は目立たず、妻の姦通が確實な場合でさえ衙門に告訴の上で妻を連れ歸る結果が多い。一方でしばしば見られるように、夫の貧困に妻が不平を漏らす程度のことまで、訴訟理由として列擧する必要があるのか疑問が生ずる。いったい夫側は訴訟で何を得ようとしたのか。

これらの案件で「不守婦道」が夫側から妻の不行状を非難する語として常套句となっていることに注目したい。この句はもちろん夫だけでなく夫の親族が妻を訴える場合にも、夫が誘拐・姦通の相手を訴える場合にも使われ、また夫側が妻側に反訴する際にも用いられる。「不守婦道」で表現される不行状の内容も姦通や舅姑に對する不孝、また夫の貧困を嫌う態度をとることまで大變幅廣い。すなわち夫側の主張は「不守婦道」に集約されるともいえよう。たしかに清代の官箴書や判牘でも妻の不行状を表現する語として「不守婦道」に類する語が見られることから、廣く用いられていたことは間違いない。³¹⁾先に筆者は、親子の間の訴訟において「不孝」の語が非常に強力なカードとして親の手にあり、そのカードが切られると、「風化に關わる」問題として地方官も慎重な對應を迫られたことを明らかにした。³²⁾夫婦關係にはそれに相當するカードが存在しない。「不守婦道」は妻の立場を不利に追い込む効果はあるものの、知縣にとつて「不孝」事案ほどの重要性はない。したがって、「不守婦道」の認定によつて夫側に有利な状況を作れるとしても、知縣の關與を期待するのであれば夫側にもたらす効果は「不孝」より限定的になる。また無條件に親の立場が支持された「不孝」案件と異なり、「不守

婦道」で訴えられた妻側もいくらでも反訴するし、知縣の取り調べも必ずしも夫の側に立つものではない。

一つ考えられるのは、女性に「不守婦道」のレッテルを貼ることによって、当該女性の賣買が容易になることが考えられよう。前近代の中國にあつては、童養媳はもとより多くの通常の婚姻も賣買婚的な面があり、禮銀の形で明確な價格が付けられる。もし夫が妻との離婚意志を固めている場合、妻の所有權が問題となる。何の落ち度もない妻を夫の自由意思で離婚することも可能ではあるが、當然妻側の反發を受けるリスクがある上、訴訟となつても所有權の放棄と見なされて、あつさりと妻の親族に所有權が回収されると思われる。しかし「不守婦道」の妻ならば狀況は大きく異なる。この場合、夫は被害を受けた側になり、それが事實ならば妻側も矛先を緩めざるを得ない。また法律上もこのような妻に對しては、夫の「嫁賣權」⁽³³⁾も容認されていたため、妻の所有權についても夫が有利な立場を保持できる。⁽³⁴⁾

このように考えれば、夫が妻を訴える理由は第一に妻に對する所有權の明確化を求めたものであり、問題行動のある妻から被害を受けたとする立場を公的に認定してもらうことで妻側の親族の介入を抑え込む意圖があつたといえよう。また、いったん夫婦となると、離婚後も妻の所有權を主張できる慣習があつたと見え、結果として前夫と後夫の訴訟が妻の所有權を争う訴訟であることも少なくない。⁽³⁵⁾ただ夫側の意圖にもかかわらず、知縣は夫側の主張を丸のみにするとは限らず、むしろ法的に禁じられた「賣休買休（離婚・改嫁の形をとりつつ、夫が別の男性に妻を賣る）」の行爲に認定されて、かえつて不利な立場になることは珍しくない。この背景には妻側のしたたかな戦術があつたことを次に検討してみよう。

3 夫婦間の訴訟② —— 妻妾から夫を訴える訴訟

(一) 妻妾の告訴における問題

妻から夫への告訴はより複雑な事情を含むため、案件の分析もより慎重を要するものになる。『巴縣檔案（同治朝）』

〔婦女〕には、妻が原告となつて夫を被告として直接訴えた案件が重複を除き二七件ある。また妾による訴訟は、妾本人が夫を告訴する案件は三件、妾の親族による告訴を含めて六件である。妻妾による告訴が夫からの告訴に比べて大幅に数が少ないのは、訴訟を起こすこと自體に制約があつたためである。ただし件数の點はいくつかの點で留保が必要である。例えば女性を無理やり妻や妾にする「強占」案件では、事實上の夫である男性を違法な婚姻状態として訴えるため、告訴に際しても「夫」とは呼ばない。そのため夫婦關係を認定するかどうかは夫の側の反訴があつてはじめて判断ができる。こうした案件では、「夫」側は婚姻の合法性と「妻の所有權」を主張することが多いが、妻がその立場を採らない。例えばNo. 7187の案件は、夫の死後、夫の弟と再婚させられた寡婦があくまでも拒否して告訴したのだが、事實上の夫（おそらく婚姻手續きは済んでいた）は知縣から「滅倫霸娶（人倫に背き、強引に妻にした）」と斷じられて掌責となつた。

また妻が夫を直接訴えることを憚つたために、妻の告訴として數に入らない案件もある。妻は法的な立場が不利だけでなく、儒教倫理による社會的制約があるなか、採りうるもつとも效果的な戰術としてしばしば實家の親を擔ぎ出したと思われ³⁶。實家の父母は主婚者であることが多いが、婚姻全體に責任があるだけでなく、夫に對する訴えを起こすことも制限はない。妻の親・親族が夫を告訴する案件として目立つのは、婚姻に際して守られるべき條件の不履行に對するもので、例えば以下のNo. 8128のように妻として嫁したのに妾とされたとする訴えなどがある。

〔案件⑥〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 8128 同治十年（一八七二）九月十八日

（原告）彭張氏（孀婦）
（被告）蹇昭文

（内容）彭張氏の女・彭氏は蹇昭文に嫁し、鄉村に轉居したが、そこには蹇昭文の正妻・劉氏がおり、彭氏は妾とされた。彭張氏は何度も訴えたが昭文は姿も見せなかつた。同治十年六月に劉氏が亡くなり、昭文は後妻を迎えたが、彭氏は相變

わらず妾のままだった⁽³⁷⁾。

知縣は「數年もたつてから訴えてくるのはおかしい」と突き返し、その後、東嶽廟で話し合いが行われたが、やはり昭文は姿を見せなかった。この案件は少し状況が複雑で、夫の蹇昭文が二つの房を繼承し、妻の彭氏が一方を承継することが決まっていたとし、家産分割の問題も絡んでいた。

このほか『巴縣檔案（同治朝）（婦女）』において、妻の親が原告となり夫側を訴える案件は大變多く、一二〇件ほどある。訴訟の途中で妻本人が参加したり、反対に妻の告訴に妻の親が參戰することもある。これらも含めると、妻側が夫を訴える案件は夫に比べて實態をつかむのが難しい。ただ實家の力だけでは必ずしも夫側の優位を覆すことはできないし、そもそも實家の力を頼みにできない妻もいる。彼女らが訴訟で夫と争う場合にもっとも重要な點は、「不守婦道」の妻として認定され、主導権を完全に夫に握られないことである。⁽³⁸⁾すなわち「不守婦道」の妻とされると、夫に嫁賣されることもあるほか、官媒による改嫁もあるからである。⁽³⁹⁾それでは妻側が採りえた戦術はどのようなものになるのか。

(二) 妻の訴訟戦術

妻の訴訟戦術としてまず考えられるのは、女性の「弱さ」を強調し、地方官の同情を買うことである。これについて『南部檔案』を中心に婚姻案件を分析した趙妮妮氏は、律例に根據のある訴訟と根據のない訴訟とに分けて知縣の判決の特徴を考察し、知縣は主に律例に依據しつつも「姑念……（女性の無知や年齢という情状を酌量する）」⁽⁴⁰⁾「從寬……（本来おこなうべき處罰より寛大におこなう）」などの表現が頻見するように、女性に有利な判決を出しやすいつ傾向にあったと述べる。『巴縣檔案』においても「從寬」の處斷が下った案件がしばしば見られることは同様である。また姦通や逃亡など、明らかに妻側に非がある場合であっても知縣が嚴罰を科すことは少ない。もっとも多いのは「夫婦和好」を勧めるか、夫によ

る監督の強化を命じるものであり、それ自體苦痛であるとしても、妻の法的なリスクは小さいといえる。また直接に夫を訴えるのを避けて、別の人物を訴えるという訴訟戦術もあった。

〔案件⑦〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 7671 同治七年六月十七日

（原告） 呂蕭氏（後妻）

（被告） 呂宗正（前妻の子）、呂李氏（宗正の妻）

（内容） 呂蕭氏は呂成義の後妻となったが、夫は不仁で前妻の子・呂宗正らが呂蕭氏を虐待することを黙認している。一度夫に對して虐待を訴えたが、何の對處もせず、呂蕭氏は靴や木の棒で殴られるなどして大けがをした。⁴¹

この告訴では夫の呂成義は被告ではなく、前妻の子らのみである。ただその後には米の盜賣、家財持ち出しなどの呂蕭氏の問題行動を夫が反訴したため、訴訟は夫婦の全面對決になった。面白いのは、呂蕭氏はそれまでに数々の訴訟を起こした要注意人物で、宗族や地域社會の有力者がこれを訴えただけでなく、知縣もまた「女光棍」と呼ぶほどであったことだ。審訊の結果、呂蕭氏の非が認定されたが、やはり「從寬」によって免除された。呂蕭氏は訴訟に長けた女性だったので、夫を告訴する不利を知って、息子を訴えたと思われる。

次に告訴内容について見ると、妻が夫を告訴した案件は、（一）嫁賣・賣娼など他の男性に賣られる、（二）強占による婚姻そのものの問題、（三）夫の不行狀、にほぼ限られるが、いずれにも共通する要素として、夫から日常的に虐待を受けているとする主張である。これらは妻からの告訴が法的に容認されている訴訟理由である。⁴² またこれらの内容が複合した場合も多いが、これらの訴えが通れば夫とは離別できる可能性は高い。告訴状の例をひとつ挙げてみよう。

〔案件⑧〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 8232 同治十二年十二月九日

（原告）許楊氏（妻）

（被告）許廷贊（夫）

（内容）許楊氏は童養媳で許廷贊に嫁いたが、夫は長じて悪い性質を現し、「不務正業（正業に努めず）」、アヘンを常用して家産を蕩盡し、さらに許楊氏に再三賣春を強要した。夫婦は渠縣から重慶に出てきて、許楊氏の親族の家に滞在、そのときに許廷贊は五兩をもらって商賣をするように言われたが、それも使い果たし、また許楊氏に賣春を強要した。許楊氏が拒否すると罵り毆打したため、耐えかねて髪を切って衙門に訴え出た。⁽⁴³⁾

この案件は妻側の告訴のみで、夫側の反訴や知縣の審訊の記録もないため真偽不明だが、告訴状の内容としては典型的なものである。「不務正業」は夫に對する非難としてよく見られ、生活力のなさが原因で夫婦が貧困に陥るだけでなく、夫を賣春強要や嫁賣へと驅り立てることになる。またここで許楊氏は「女性でも倫理や風化について多少とも理解している」と結び、家庭内の問題ではなく人民教化の重大事であると知縣に訴えている。この種の表現は女性の告訴では常套的に用いられており、女性に不利なことが多い儒教倫理を逆手に取った戦術といえる。⁽⁴⁴⁾

同様な例としてNo. 8152の案件では、原告の謝李氏は監生の李義美から「妾にした」と吹聴されたことを訴えた。ここでは夫婦關係になったわけではないが、「妾にした」という風聞が原因になったところが興味深い。謝李氏の場合は三代にわたって「節孝」で旌表を受けた家柄だと述べていることから、庶民階層ではないと思われるが、たとえ風聞であっても名節を汚されることは重大な意味を持ったことである。彼女は監生の李義美を相手にして優位に訴訟を進め、李義美は知縣から叱責を蒙ることとなった。清末の樊增祥が「婚姻案件は婦女が節を全うすることを第一とせよ」と述べると、⁽⁴⁵⁾知縣は儒教倫理の上から女性の名譽を保護する姿勢を示したのである。

知縣が判決によって夫の虐待を認定したとしても、「夫婦和好」や、夫のもとに返すことにした上で、今後虐待しないよう戒めるという處分では、夫婦關係の破綻を訴える妻側にはほとんど解決にならない。こうした場合には妻による法を超えた實力行使が見られる。

法を超えた手段は嚴密には訴訟戰術ではないが、慣習的・情狀的に認めざるを得ないように状況へ持つていくことがある。一つは逃亡であり、訴訟の過程や判決後に逃亡するという手段に出ることがしばしばある。もちろん訴訟以前に妻が逃亡した場合は、「背夫逃亡」として重く罰せられるべき事案なのだが、『巴縣檔案（同治朝）』〈婦女〉では「出奔」に分類すべき妻の逃亡案件は非常に多い。このほかに誘拐事案の何割かは姦夫と合意の下での出奔や、實家に戻ってしまった（夫の主張としては實家の家族に連れ去られた）場合があるので、全體として妻の逃亡は頻見する事案である。⁴⁶ No. 7256の案件では、一度逃亡した妻が、「夫による管束」という判決が出た後に再度逃亡している。

また前稿で紹介したNo. 7096の案件では、夫・徐天長の虐待や賣春強要に耐えかねた妻の徐莫氏が報國寺に駆け込み、出家することで決着した。佛寺が「駆け込み寺」の機能を果たしていたのは他の案件からも窺われる。出家することが俗世との縁を切ることから、強引に離婚に持ち込む實力行使の意味があるのは理解できよう。⁴⁷ このほか、暴力による解決を圖することも多く、なかには大勢の女性を引き連れて亂暴狼藉を働いた案件もある（No. 7104）。

（三） 妾をめぐる訴訟

最後に妾をめぐる訴訟について見ておきたい。前近代の婚姻制度では「一夫一婦」が大原則であったため、妾は正規の夫婦關係ではない。家族内における妾の地位に關しては滋賀秀三氏や郭松義氏らが論じたように、⁴⁸ 妻とは明らかな質的差異があり、家族の正式な構成員とはされず、家族内の祭祀においても區別されるが、夫に對する義務は妻と同様に負わされている。妾の法的地位も妻より低く、夫を殴つた場合などはただちに死罪であり、夫が妻を離別する際のいわゆる「三

「⁴⁹⁾不去」の留保もなく、いつそう不利な立場にあった。しかし妾をめぐることは、夫が起こした訴訟も少なからずある上、妾が夫を訴えた案件も存在することはこれまで言及されたことはほとんどない。

妾による告訴は訴訟全體のなかで極めて少ないが、妾の人数自體が少なく、告訴における制約を考えればその存在だけでも注目に値する。告訴理由は虐待や賣春の強要など、基本的には妻の場合と變わらない。妾の實家からの告訴も見られるが、全體には訴訟に至らなかつた場合が壓倒的に多いと思われるので、状況は妻に比べて厳しかったと思われる。その反面、妻よりもいつそうしたたかに夫と渡り合う妾も見られ、皮相な見方は許されない。そもそも妾をめぐる案件が公の法廷に持ち出される事態をどう考えればよいのか。『巴縣檔案（同治朝）』No. 801の李崑山・李琢之聯名の文約を見てもよい。妓女の王巧雲は幼少のころから身を賣り妓女として生活していた。のちに周家の妾となつたが、周家は食い詰めてしまひ、巧雲は江北廳の胡建章の妓院に再び身を賣つた。しかし妓女の生活は悲惨であり、巧雲は胡建章に妓院を出たいと懇願し、李崑山らが仲介に入つた。たまたま易照南が身請けを申し出て、證人たちの前で建章に身請け金を支拂つた。李崑山と李琢之はこの一件の保證人になつた。⁵⁰⁾

この文約の直接の問題は妓女の王巧雲を易照南が身請けし、妓院を經營する胡建章が確かに身請け金を受け取つた證據とすることにある。しかし同時に今回の人身賣買契約とは關係ない、王巧雲という悲惨な境遇の女性の身の上が詳細に書かれる點が面白い。この案件はもともと王巧雲の生みの母と養母の二人が易照南による誘拐だと訴えたもので、捜査を依頼された合州から巴縣に送られた移覆文によれば、後日トラブルになることを恐れた李崑山らが事前に提出したものだつた。合州からの移覆文のなかでも王巧雲の身の上が説明され、易照南が妓女を身請けして良民にすることは禁じられていないとして、註銷（訴訟取り下げ）したことが傳えられた。誘拐は確かに重大犯罪だが、社會の片隅に埋もれた女性の悲哀を知縣や知州が一一論ずるところに清代中國の司法が機能していたことを感じさせる。

妾をめぐる訴訟の特徴は、夫の社會的地位が比較的高いことである。基本的に妾を圍うためには相應の經濟力が必要に

なる。案件から身分が分かる限りでは、候選知縣 (No. 8300)、候選同知 (No. 8040)、舉人 (No. 7619)、武生 (No. 8146)、監生 (No. 7613 など)、職員 (No. 754 など) などが見られる。ちなみに No. 7934 の案件は、職員の妾の姦通相手も武生で、有力者同士の訴訟として係争が長引いた。妾本人や女を賣る親、妾を賣る夫にとつても、通常の婚姻以上に確實に金銭を手に入れられる相手であるため、夫との関係もいっそう現実的な内容となるのは當然である。

例えば『巴縣檔案 (同治朝)』No. 7946 では、雷汝琳が宋引定なる女性を妾とした際、宋氏側は毎年の「衣食俸米、毎月零用錢壹千文」を求めたほか、宋氏の母・宋朱氏の死後の葬儀祭禮の費用も雷汝琳が負擔するとした。また將來病氣となり、醫者に診察させて治らなかつたとしても、宋・朱兩家はそれに託けて争いを起こさないことまで誓約した⁽⁵¹⁾。妾の契約は婚書に類する形式で作成する場合もあるが、より直接的に人身賣買契約の形をとることが多いとされる⁽⁵²⁾。この文約でも金銭面や今後の親族への待遇などが細かく記載されて、賣買や労働契約に近い印象を受ける。妾を出す側もある種の「品質保證」が必要とみえ、No. 7642 の文約では妾となる女性の誕生日以外に出生地も記載されている。

妾の告訴は夫だけでなく、夫の正妻も含めて訴えることもあった。No. 7271 の案件では、黃興順の妾・黃羅氏が、夫と正妻によつて虐待され、また賣春を強要されたとして訴えた。この件ではただちに審訊が行われ、夫側の「妾は不守婦道」の主張とともに、妾との離婚と今後の不干渉で結案し、兩者の痛み分けの形になった。この案件とは反對に、妻が妾あるいは夫と妾の二人を告訴する案件もあり (No. 711、No. 735、No. 7910)、妻と妾の對立は家庭内の不安定要因だったことが分かる。

一方、妾をめぐる訴訟は夫の側からの訴えもある。妾を保有する夫は一定以上の社會的地位にあるのが大半で、高額の禮銀と夫が重慶を離れる際の轉居がしばしば問題になる。

〔案件⑨〕『巴縣檔案 (同治朝)』No. 7642 同治六年十月二日

（原告）職員・周爵齋（夫）

（被告）楊洪順、楊汪氏、楊二姑（妾）

（内容）職員の周爵齋は楊洪順・汪氏夫婦の女の楊二姑を二五〇兩で買って妾とした。二姑は「約束を受けず」、周爵齋はしばらく寛大に見ていたが、同治六年八月に母親の汪氏が家に來て二姑を唆して暴れさせ、自殺を仄めかした。その後、周爵齋も汪氏が出入りして物を盗むなどしたので喧嘩となり、二姑は刀を持って暴れて差役に取り押さえられた。⁵³

この訴えに對して、知縣は周爵齋に「よく勸導せよ」と批したのみだったが、その後近隣の陳品三らが調停に入り、妾を離別することとなった。ただし楊洪順に禮銀二五〇兩を返還する能力がないので、周爵齋に讓步させて六〇兩で手を打ち結狀を交わした。二五〇兩の買妾の金額は、郭松義氏が集めた事例に照らせれば決して高額ではないが、『巴縣檔案（同治朝）』の事例ではおよそ數十兩程度が禮銀の相場だったと思われるので、周爵齋はかなり富裕であったと思われる。⁵⁴ また妾が夫に從つて重慶から轉居することを拒否した例としては、次のような案件がある。⁵⁵

〔案件⑩〕『巴縣檔案（同治朝）』No. 7619 同治六年八月十三日

（原告）舉人・李溶（夫）

（被告）孔周氏、孔雨氏、孔慶雲、李孔氏（妾）

（内容）舉人の李溶は前年に重慶に來て、そこで孔慶雲の女の孔氏を妾にした。李溶は江西に戻ることをしたが、孔氏は夫に同行することを望まず、實家に歸つた。實家では孔氏を唆して返そうとせず、孔氏に剃髮して尼僧にさせた。⁵⁶

その後の孔慶雲の反訴、およびその後行われた審訊によれば、孔氏は自分で剃髮したとなっているが、いずれにせよ、知

縣の判決により李溶と孔氏は離別することとなった。⁽⁵⁷⁾

このように妾をめぐる訴訟は夫婦間と同じ傾向にあるだけでなく、夫の社会的地位の高さに伴う事情もあり、金銭を含めた現実的な内容が多かった。夫の側は妾を迎える際に禮銀だけでなく、家族も含めて長期間扶養していく契約をしたものと思われ、これに反して扶養義務を怠ると問題になったと考えられる。禮銀はかなり高額で夫が支拂えないことも出てくる。そうなれば妾側はたちまち離別を申し入れたのではなからうか。⁽⁵⁸⁾妾側の關心があくまでも生活保障だった例として、No. 7486の案件では、夫の不在中に姦通をした妾が、夫からの離別要求に對して、「自分は妊娠もしており、親族は江津縣に住んでいて、自分を養ってはくれない。夫は資産家で後継ぎも欲しているのだから離婚はしないでほしい」と反訴した。結局は離別となり、妾側にこれ以上の要求をせぬよう命じている。

夫の側が妾を告訴した理由は、妻の場合と同様、妾の所有權が最大の關心事であろうが、同時に契約以上の要求への豫防策でもあっただろう。夫側の主張では妾の親と稱する者が實は人身賣買業者か賣春の女衞だとされることがよくあるが、そうした例も少なからずあったはずである。

ここまで見たように、清代後期の巴縣では夫婦間の紛争においてしばしば妻側が強氣の行動を採り、ときに主導權を握ることもあった。この背景に清代以降の巴縣、とくに清代後期における歪な人口構成も考慮せねばならない。張曉霞氏によれば、道光四年（一八二四）には人口が三八六、四六一人で男女比は二二七・一〇〇だった。⁽⁵⁹⁾同治年間の人口統計はないが、光緒十九年（一八九三）の巴縣中心部の男女比は一七二・一〇〇で、對象地域が異なるとはいえ、男女比の擴大傾向が見られる。この間の太平天國の混亂時も重慶地方は比較的平穩だったため、近隣から避難民の流入により人口が急増したと考えられる。⁽⁶⁰⁾この結果として生じた男女比の不均衡が巴縣の都市部だけに突出した問題か、現時點では判断できないが、巴縣全般に女性の争奪が激化したのは間違いない。⁽⁶¹⁾この女性の「市場價值」の高まりはさまざまな紛争の火種となり、女性による訴訟の増加を促進することとなったと考えられる。

むすび

ここまで『巴縣檔案（同治朝）（婦女）』を中心に、夫婦間の訴訟がしばしば起き、互いに自らを有利な状況に導くために訴訟戦術を用いた様子を見てきた。夫婦、そして夫婦を取り巻く人々が争ったのは結局のところ「妻の所有権」であった。

夫の側が望んだのは妻妾の所有権の確保であり、最善は自分の監督下に置き続けることである。妻の出走や誘拐された場合でいえば妻を取り戻すこと、つまり妻の所有権の回収が關心事なのであり、妻側の要求はこの裏返しになる。妻の場合には法的なりスクを冒してまで夫や夫の親族に對して訴訟を起こした以上、原状回復は望まなかったと考えられる。實家に戻る、姦通の相手と出奔するなどの行爲も「姦通」・「背夫逃亡」に當たる重大な罪であり、妻側が夫に對して行動を起こす場合、夫が持つ所有権の否定が前提となる。もちろん首尾よく所有権を奪回したとしても、實家の両親や親族に歸すことが普通だったが、妻が自ら婚契を結ぶこともできたので、妻の意志が通る可能性もあったのである。

ただしここで直面するのは、夫婦間の訴訟がどこまで一般的な事象だったのかという難題である。『巴縣檔案（同治朝）（婦女）』に含まれる年間約一〇〇件の訴訟の背後には、數多くの平凡な夫婦の離婚があったに違いない。夫婦の離婚が、夫が「休書」を書き、夫側と妻側の雙方が退婚文約を交わすことで圓滿に成立するとすれば、納得しない場合にのみ争いになり、檔案史料は紛争のうち訴訟として知縣へ訴える方法を選んだ場合についてのみ知りうるわけである。しかし問題の本質が夫婦間の不和よりも妻の所有権に重きを置く傾向のなかで、雙方の親族はもとより、しばしば介入する第三者の關心も經濟的問題に向かいやすくなる。そのためいったん紛争になると、思惑が錯綜し簡單には收束しなかった。つまり夫婦が離婚すれば全てが終わるわけではなかったのだ。

この傾向が極端になれば、婚姻はひとつのビジネスにさえなろう。婚姻の際には財禮銀だけでも數十兩の金錢が動き、ときに妻の両親の扶養まで契約に含まれていた。これが當たり前の社會であれば、妻となる女性本人もそうだが、その父

母や親族にとつては女性の商品価値をできるだけ維持し、状況次第で夫に見切りをつけて、別の男性に改嫁させるという選擇をしただろう。そこには女性本人の自由意思によるビジネスも否定すべきではない。最後にこの状況を物語る一例を紹介してみたい。

先に觸れたNo. 2006の案件では、度重なる夫・徐天長の虐待に耐えかねて妻の徐莫氏が逃亡し、實家の母親の莫馮氏が告訴して法廷では夫が敗れた。このとき離婚・出家したはずの徐莫氏は、No. 7206の案件で再び姿を見せる。徐天長と離婚した徐莫氏はその後、黄開基の妾となっていた。しかしまた家財を持つて出奔し、一度戻ってきたかと思うと姑と喧嘩をし、また大勢の者が押しかけて暴力をふるった。莫馮氏と莫氏の母子はまたもや法廷に引き出され、莫馮氏の非が認定されて離別することで決着した。判決後も持ち出した家財を返さなかったことはともかく、莫馮氏はまたも女の所有權を回収することに成功したのである。莫馮氏の例でも分かるが、誘拐や強占、出奔などの多發の一つの側面も妻の所有權の爭奪だったといえる。

ここまで考察を進めてきて、残された課題はなお多い。夫婦間の訴訟を裁く知縣の判断・行動はどうであったか。先に検討した親子間の訴訟に比べて冷淡に處断する印象があるが、にわか結論は出せない。また今後並行する他地域の史料を精査し、調査を續けることで同治年間の巴縣の地域性・特殊性なども浮かび上がるだろう。一つの参考となるのが江戸時代から明治時代の日本の離婚問題ではないかと考えている。清代の中國と同様、儒教倫理に基づく社會とされる當時の日本では、實は離婚率が高かったとされている。⁶³ 清代後期の中國の夫婦關係も儒教倫理とは別の論理で考え直さねばならないだろう。

註

(1) 近年の夫婦間の紛争・犯罪に関する研究として、岸本美 緒「妻を賣ってはいけなにか? —— 明清時代の賣妻・典

- 妻慣行——」(『中國史學』八、一九九八年)、同氏「禮教・契約・生存——清代中國の賣妻・典妻慣行と道德觀念——」(『歷史學研究』九二五、二〇一四年)、王躍生「清代中期婚姻衝突透析」(『社會科學文獻出版社』、二〇〇三年)、賴惠敏「但問旗民——清代的法律與社會」(五南圖書出版、二〇〇七年)、蘇成捷(Matthew H. Sommer)「清代縣衙的賣妻案件審判——以二七二件巴縣・南部縣與寶坻縣案子爲例證」(邱澎生・陳熙遠編『明清法律運作中的權力與文化』中央研究院、聯經出版事業股份有限公司、二〇〇九年)、楊曉輝「清代中期婦女犯罪問題研究」(中國政法大學出版社、二〇〇九年)、吳佩林「〔南部檔案〕所見清代民間社會的『嫁賣生妻』」(『清史研究』二〇一〇年第三期)、李清瑞「乾隆年間四川拐賣婦人案件的社會分析——以巴縣檔案爲中心的研究(1752~1796)」(山西教育出版社、二〇一一年)、張曉霞「清代巴縣檔案中的『休妻』與『嫁賣生妻』」(『甘肅社會科學』二〇一四年第二期)、錢泳宏「清代『家庭暴力』研究——夫妻相犯的法律」(商務印書館、二〇一四年)、王坤・徐靜莉「大理院婚姻・繼承司法檔案的整理與研究——以民初女性權利變化爲中心」知識產權出版社、二〇一四年)などがある。
- (2) 蔡東洲・吳佩林・苟德儀・左平「清代南部縣衙檔案研究」(中華書局、二〇一二年)、第四編「清代南部縣之婚姻與社會研究」。
- (3) 蘇成捷註(1)前掲論文、李清瑞註(1)前掲書、張曉霞「清代婦女的守節與再嫁」(『山西財經大學學報』二〇一二—年第五期)、同氏「清代巴縣檔案中的五四例犯姦案件分析」(『中華文化論壇』二〇一三年第八期)、同氏「清代巴縣婦女的再嫁問題探討」(『成都大學學報』二〇一三年第二期)、同氏註(1)前掲「清代巴縣檔案中的『休妻』與『嫁賣生妻』」、楊毅豐「巴縣檔案所見清代婦女改嫁判例」(『歷史檔案』二〇一四年第三期)など。
- (4) 現代中國の夫婦關係や離婚の實態、それに對する國家の考え方については國谷知史「中國改革・開放期における家族と婚姻法の變化」(佐藤康行・清水浩昭・木佐木哲朗編『變貌する東アジアの家族』早稻田大學出版部、二〇〇四年)、金海英「中國の協議離婚制度——國際私法的視點から——」(『神戸法學年報』二六、二〇一〇年)参照。
- (5) 「夫婦」の用語に關しては夫と正妻のほかは妾の存在を定義しておく必要がある。前近代中國では大多數が一夫一婦であったこと、また家族法内でも特殊な地位であったことを考慮すれば妾は含めない立場もありうる。しかし妾の存在が紛争原因となることや妻を妾として賣る案件もあることから、本稿では妾も分析の範圍に含めることとする。ただし法的地位や社會的な位置づけも異なるため、分析においては妻と分けて考える。
- (6) 陳鵬「中國婚姻史稿」(中華書局、一九九〇)、卷一一「離婚」、滋賀秀三「中國家族法の原理」(創文社、一九六七年)、第四章「婦女の地位」、瞿同祖「中國法律與中國社會」(中華書局、一九八一年)、第二章「婚姻」、吳正茂「清代婦女改嫁法律問題研究」(中國政法大學出版部、二〇

- 一五年)など。
- (7) 「七出」とは①無子、②淫泆、③不事舅姑、④口舌、⑤盜竊、⑥妬忌、⑦惡疾、を指す。
- (8) 滋賀秀三註(6)前掲書、四七七頁。
- (9) 王躍生註(1)前掲書、第四章「休妻の規定與實踐」。
- (10) 郭松義『中國婦女通史・清代卷』(杭州出版社、二〇一〇年)、第二章、「婦女的婚姻和家庭」。
- (11) 類似した状況と想像される江戸時代の日本において、離婚書「三行半」をしばしば妻が要求することがあったことは注目される。これについては高梨公之『日本婚姻法史論』(有斐閣、一九七六年)第九章「妻の離婚請求と縁切りの俗信」、高木侃『増補 三くだり半——江戸の離婚と女性たち』(平凡社、一九九九年)など参照。
- (12) 張曉霞註(1)前掲論文。
- (13) 拙稿「巴縣檔案(同治朝)〈婦女〉の概要——覺書として」(『文化學年報』第六三輯、二〇一四年)。
- (14) 唐澤靖彦「清代における訴狀とその作成者」(『中國——社會と文化』一三三、一九九八年)。
- (15) 郭松義・定宜莊『清代民間婚書研究』(人民出版社、二〇〇五年)。また阿風『明清時代婦女の地位與權利——以明清契約文書・訴訟檔案爲中心』(社會科學文獻出版社、二〇〇九年)は女性の身賣りや賣妻の文約について通時的に概観している。
- (16) このほかに借貸や土地賣買の契約など婦女案件と直接關係のない文約も散見する。
- (17) 郭松義・定宜莊註(15)前掲書、第四章參照。
- (18) No.784の「央請恁字文約」では妻を「上不孝翁、下不敬夫、有犯七出」と糾彈した。ただ妻側が哀願するので結論としては道路補修の罰で済ませている。
- (19) 「巴縣檔案(同治朝)』No.8172」李愼之「爲峻透蔦嫁事」
- (前略) 同治九年、蟻將家務點交(劉)紀坤母子理科、蟻外遠貿、去臘蟻歸清理、遭紀坤等將蟻家務透漏、妻蔦嫁丁姓爲接、透家務約置銀三百餘金。
- 「巴縣檔案(同治朝)』No.8172」劉董氏「爲退嫁贖誣事」
- (前略) 同治三年、李愼之即李時重籠娶氏女劉氏爲妻、迨後回鄉、原□王氏尙存、聽其父王延宣即王言軒勸退毆逐。四年冬月、氏以串娶逼兇控案、言軒以順妾逐妻互控、愼之情虧、憑證甘書退約抄粘、任氏女另嫁、未訊案銷。氏女旋嫁丁福興爲妻、多年無異、□福興故絕、愼之蕩費無聊、今二月尋氏姪劉世華誣索錢文。
- (20) 「大清律例」卷一〇戶律、婚姻、妻妾失序
- 若有妻更娶妻者、亦杖九十、後娶之妻離異歸宗。
- (21) 「巴縣檔案(同治朝)』No.781」金義盛・謝氏領約
- (前略) 金氏在家疊次口角生滋、去歲正月身與(陳)恒興彼此互控在案。委主訊明、論恒興將金氏領回管束。殊恒興不藝不業、日食無度。今六月憑請陳復興同妻李氏爲媒於□梁滄海財禮、書立主婚字約、甘願將金氏轉嫁滄海爲妻。(中略) 將金氏交身夫婦領回、擇戶另嫁、不得作賤、嗣後滄海不得尋身起畔、身亦不得向滄海生滋、至恒興更

不得挿隙滋禍。

(22) 如果事出兩願、□有執據、勿庸存案。

(23) No. 733の「永敦和睦文約」には「本團監正、團首、保正、郷約再三苦勸、不忍兩造參商」とある。

(24) 『巴縣檔案(同治朝)』(婦女)に傳統的な「六禮」に基づいた正式な婚書は見えず、郭松義・定宜莊氏が「婚契」に分類したものが中心である。陳鵬註(6)前掲書、卷四・卷五、郭松義・定宜莊註(15)前掲書、第二章「婚契」参照。
なお『南部檔案』に含まれる「禮書」については、蔡東洲等註(2)前掲書、五一四～五一九頁に紹介されている。

(25) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 736、龔正才「爲謀害冤沈事」

(前略) 蟻龍隱鎮人、來城神仙坊開木匠舖。淫惡陳二大耶即陳合順申龔老么勾通妻周氏通姦、妻母周鞠氏逼蟻林退未允。合順買衣交周氏抬認蟻捲教堂之贓。去六月蟻以毒婦謀害告案。訊責周氏未斷拆離。諭差喚獲合順訊未結、周仁貴領周氏寄住蘇貴賣姦賴天茂、套勒嫁賣許錢四十釧。蟻不甘允、天茂捏情稟案、委訊責押、害冤愈寬。

(26) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 747、羅廷富「爲申掣拐逃事」

(前略) 去六月、民往南邑貿易未家、僅妻朱氏及幼女在家、殊朱氏不守婦道、否與何人私情苟合、不卜何時膽將民家衣飾插去逃匿、民外貿不知。至臘民歸、不見朱氏、民向街隣陳萬興等敘明四查、追今民始查朱氏被淫惡楊西亭□申逃□宋姓房居爲娼。

『巴縣檔案(同治朝)』No. 747、羅朱氏「爲逼□□素事」

(前略) 氏幼配羅廷富即羅正順爲妻、屢逼作賤、不允成仇。二年、氏父朱合興與廷富構訟、訊諭廷富將氏領回、日後不得逼賤滋事結案。好賭妄爲、流離失所。去六月私將氏嫁賣與李唐氏子李洪順、得銀四十□審呈。十月又向洪順厚顏誣索、憑尹裕泰等過錢三釧。今洪順病故、氏再醮亭廷富得爲慣、尤勒索錢十釧未允、顛捏申掣拐逃控案。

(27) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 726、曾榮山「爲查獲刁拐事」

(前略) 今五月初九、蟻外幫工、至晚歸家、不見傅氏子母、驚覺、捲去銀飾衣物、另單粘呈。連日尋找不獲、訪聞係被鄧老二內姪歐四刁拐透逃。本月十六查獲歐四投客約鞠躬如、陳慶雲等盤詰、歐四直稱刁拐透逃。

(28) 李清瑞註(1)前掲書、八二～八三頁。
(29) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 729、邢協泰「爲捲逃無蹤事」

(前略) 說娶雷氏爲妻、過門數月、不守婦道、潑蠱成性、朝日在外閒遊、教誡不悛。九月初旬、乘蟻外貿未家、否聽何刁、背夫捲逃、膽將衣飾錢物等項、悉行捲至伊母雷劉氏家、另單粘呈。至二十二日、私逃無蹤、當向伊母雷劉氏清詢、自認衣飾寄放伊家、原物現在、人無影響、投憑媒證街隣等四查不獲。

(30) 王躍生註(1)前掲書第三章「夫妻衝突」。

(31) 官箴書や判牘での用例は姦通をはじめ、貞節に問題がある場合を指すことが多いように思われるが、これは改めて

検討を要する。

- (32) 拙稿「中國近世における親子間訴訟」（夫馬進編『中國訴訟社會史の研究』、京都大學學術出版會、二〇一一年）。
- (33) 「嫁賣權」という表現は錢泳宏注（一）前掲書を参考にした。

- (34) 毛立平「檔案與性別——從《南部縣衙檔案》看州縣司法檔案中女性形象的建構」（『北京社會科學』二〇一五年第二期）も「不守婦道」など、妻に對して定型的に用いられる語に注目しているが、夫の賣妻を正當化する論理だったとする。

- (35) 『巴縣檔案（同治朝）』（婦女）のうち、前夫と争った案件は二三件あるが、誘拐案件なども實際には前夫と後夫の争いだった場合もあり、數は大きく上回るだろう。

- (36) 地方檔案史料を利用して妻と實家との關係を論じた研究として、毛立平「清代下層婦女與娘家的關係——以南部檔案爲中心的研究」（吳佩林・蔡東洲主編『地方檔案與文獻研究』第一輯、社會科學文獻出版社、二〇一四年）がある。毛氏は「實家の意圖することは女の幸福とは無關係だった」と斷ずる。

- (37) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 8128、彭張氏「爲欺貌娶迫事」

同治七年、有豪棍蹇昭文託媒王黃氏梅氏娶氏女彭氏爲妻、原議伊係兩房無嗣、一子兩祧、氏女承繼長房。殊昭文將氏女接過門後、即行搬移回鄉、作妾踐踏、氏聞駭異、往鄉理問、昭文躲避、疊次投理不面、欺氏孀孤、無力辦理。

（下略）

- (38) 「不守婦道」の風聞で女性を不利な立場に追い込むこともあった。『巴縣檔案（同治朝）』No. 7788では、張泗海が借金の返済でもめた吳元順の妻・吳李氏を「不守婦道」として夫と不和にさせたとする。

- (39) 『巴縣檔案（同治朝）』（婦女）で官による嫁賣が明言された案件は、管見の限り五件ある。

- (40) 趙妮妮『審斷與矜恤——以晚清南部縣婚姻類案件爲中心』（法律出版社、二〇一三年）、六二～六三頁、一〇七～一一二頁。また吳欣「清代民事訴訟與社會秩序」（中華書局、二〇〇七年）、第五章「弱勢」群體的訴訟與權利——以婦女的訴訟案件爲例」も參照。

- (41) 『巴縣檔案（同治朝）』No. 7671、呂蕭氏「爲縱兇傷沈事」

（前略）同治三年、氏帶衣飾、憑媒劉輝才嫁呂成義爲室、殊成義爲富不仁、屢次嫌剋、縱伊子媳罔認氏爲繼母、匿氏衣飾、饑不容食、冷不與衣、詈辱毒打、已非一次。（中略）詎（呂）同三惡言觸氏、兇凌難堪、氏向成義表白、伊乃縱同三及媳李氏等拳打足踢、先用鞋底、繼持木棒、毆傷氏臂肋。

- (42) 管見の限り、訟師祕本には妻からの告訴の例として妾を寵愛する夫に對する告訴が見えるが（『新刻法筆驚天雷』卷二「告夫寵妾」など）、『巴縣檔案（同治朝）』（婦女）ではほとんど見られない。そのほかの訟師祕本の案例は寡婦か實家の親が告訴する形式である。

- (43) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 8232、許楊氏「爲逼賤剪髮事」
 (前略) 因氏夫人長性變、不務正業、濫食煙燭、將家業蕩盡、疊勸氏爲賤未允。於去五月同夫來城、往娘族楊閻氏家看望數日、閻氏給夫銀五兩、囑夫回家生計、仍不改悔、將銀花費、前月初旬來城接氏回家、□(閻)氏又給路費、夫心不良、將氏引至娼家苦逼賣賤、否則辱罵毆打、慘(氏)女流、頗知倫理紀風化、遭夫逼賤、情迫剪髮、逆轉鳴冤。(下略)
- (44) 例えばNo. 7676の張劉氏の告訴狀では「氏係女流、尙知閨訓、豈忍偷生立世」とある。
- (45) 『禁山政書』卷五「批山陽縣劉令稟」。またこの点については、趙妮妮「清代知縣裁斷中的「天理」——以婦女「名節」案件爲主」(『法制史研究』第一七期、二〇一〇年)参照。
- (46) 清代の婦女の逃亡に關しては郭松義「倫理與生活——清代的婚姻關係」(商務印書館、二〇〇〇年)、第一章「出妻・賣妻・典妻與婦女的拒嫁和棄夫他嫁」、賴惠敏註(一)前掲書、第七章「婦女・家庭與社會——雍乾時期拐逃案的分析」、李清瑞註(一)前掲書参照。
- (47) 佛寺に驅け込まなくても髪を切って抵抗することもある。先に挙げたNo. 8232のほか、No. 8432でも夫の賣春強要に抵抗して妻が髪を切ったとある。一方で佛寺・道觀はしばしば悪事の温床になり、佛僧が人の妻を連れ去り、寺を起點に嫁賣が行われた案件(No. 7518)、妻が誘拐され、
- ひと月後に尼寺で發見された案件(No. 7556)などがある。
- (48) 陳鵬註(6)前掲書、卷二「膝妾」滋賀秀三註(6)前掲書、第六章第一節「妾」、郭松義註(46)前掲「倫理與生活」、第八章「妾」。また程郁「由清刑律中有關妾的條法看婦女地位的複雜性」(『史林』二〇一〇年第六期)には妻と妾の刑罰上の規定の違いが詳論されている。
- (49) 法規定では、妻側に①經持舅姑之喪(舅姑の喪をつとめ終えた場合)、②娶時賤後貴(いわゆる糟糠の妻)、③有所受無所歸(妻が歸るべき實家がない)の三つの場合は妻を離婚できないとされた。ただし姦淫を犯した場合「三不去」でも離婚を申し渡すことができた。
- (50) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 8077、李崑山・李琢之「代領贖銀文約」
 (前略) 因妓女王巧雲自幼鬻身江湖、及長奔嫁與周姓爲室。因周姓家道中落、衣食無靠、旋鬻身江北關上胡建章院內爲妓、不甘恥辱、有志從良、苦無仁人提携、巧雲屢次建章等懇求。身等與伊覓一妥實之人、提救出院、甘願從良。適遇易照南因故來渝、住身安懷店內、身始疊向照南再三曲勸說合、捐給銀六十兩正以贖巧雲之身、出離妓院。易姓自贖伊出院之後、恁從易姓納配爲妾、不得仍□前□負此義舉、今胡建章央身特送巧雲來合領銀。其贖銀兩易姓眼同人證親手□□身二人親手如數領足承認、回渝如數交與胡建章手不得異言。
 なお移覆文と比較すると、「巧雲屢次建章等懇求」は恐らく脱字があり、巧雲が懇求したと解すべきである。

- (51) 『巴縣檔案（同治朝）』No.7946、雷汝琳「憑據約」
 (前略) 說合與雷汝琳爲妾、過門之日、每年衣食俸米、每月零用錢壹千文正、一力雷汝琳承任。嶽母百年去世、衣棺道場一概雷汝琳承當、不得反悔異說。母子疾病、請醫條調か?治、恐有不測、宋朱二姓不得藉事生端、各人聽天安命、不得問及。
- (52) 郭松義・定宜莊註(15)前掲書、第二章「婚契」参照。
- (53) 『巴縣檔案（同治朝）』No.7642、周爵齋「爲串竊兇逼事」
 (前略) 職給財禮銀二百五十兩買娶伊女楊二姑爲妾、議明不得認親往來。女不受教聽、職遣留(楊)洪順夫婦書立認約、抄粘。殊二姑性情乖張、不受約束、職姑寬待。八月初旬、汪氏來家一宿、唆使二姑愈肆潑蠱、動輒尋衅、輕生服煙、經職見奪。詎洪順時暗支人唆串圖逃□□□習。本月初十、汪氏乘職出外、往來未防、殊伊串竊飾物、職子拏獲、職歸理□□□□持刀逼休。
- (54) 郭松義註(46)前掲『倫理與生活』、三七一〜三七七頁。
 嘉慶年間以降、百兩單位の禮銀が支拂われた例が多くなる。
- (55) 『巴縣檔案（同治朝）』《婦女》では妾に對する禮銀として二五〇兩は最高額であり、最低額だったのがNo.7358の二〇兩で買った例である。
- (56) 『巴縣檔案（同治朝）』No.7619、李溶「爲刁捲逃潑事」
 (實際には抱稟の李高の告訴)
 (前略) 因乏後憑媒巫德勝娶孔慶榮之女孔氏爲妾、今家主奉父回籍、併携孔氏隨行、擇本月十五解纜、十一日妾往母家辭行、次日回家。詎孔氏已被伊母孔周氏孔雨氏等刁擺、是日傍晚捲□金飾等件、被熊老媽誘逃、家主看往清問伊母等、膽唆逆妾將□(髮)剪落。
- (57) 妻が轉居を拒否して離婚を要求し、審訊の末に離婚を勝ち取った例もある。No.8270では夫が湖北に行く際に、妻は娼婦にされることを恐れて同行を拒んだとある。
- (58) 例えばNo.8448では、七〇兩の禮銀のうち二五兩が支拂えずに訴訟となった。
- (59) 張曉霞註(3)前掲「清代巴縣孀婦的再嫁問題探討」。
- (60) 一九世紀の重慶の人口急増に關しては周勇主編「重慶通史」(重慶出版社、二〇〇一年)第一卷「明清時期的重慶——區域中心的形成」に詳しい。
- (61) 人口の男女比から生ずる現象として「一妻多夫」が遍在した可能性について、蘇成捷(Matthew H. Sommer)「性工作・作爲生存策略的清代一妻多夫現象」(黃宗智・龍陳俊主編「從訴訟檔案出發——中國的法律・社會與文化」法律出版社、二〇〇九年、原載「身體・心性・權力」浙江人民出版社、二〇〇五年)で論じられ、張曉霞氏も巴縣における可能性を指摘する。ただ管見の限り「一妻多夫」と呼びうる状況はあるにせよ、明確に示すものはなかった。蔡東洲等註(2)前掲書でも「南部檔案」に一妻多夫の史料は見えないとする。
- (62) 妻が再婚する場合に主婦者となる「自立主婦」については、郭松義・定宜莊註(15)前掲書、第二章、吳欣「清代再婚婦女的婚姻自主權」(『婦女研究論叢』二〇〇四年第二

期)参照。

- (63) 高木侃註(1)前掲書、湯澤雍彦「明治の結婚 明治の離婚——家庭内ジェンダーの原點」(角川學藝出版、二〇〇五年)、ハラルド・フース「明治期の婚姻と離婚——異文化的視點でみた近代社會の遷移」(黒須里美編『歴史人口學からみた結婚・離婚・再婚』(麗澤大學出版會、二〇一

二年)、小谷朋弘「明治三一年以降の離婚紛争の減少と社會統制・離婚動向の法社會學的解讀」(『やまぐち地域社會研究』九、二〇一二年)などで離婚率が低下したのは明治三一年に施行された民法の影響と指摘されるが、この時期の日本と比較する觀點も必要だろう。

〔附記①〕 本稿は日本學術振興會科研費24720328・25284134の助成を受けたものである。

〔附記②〕 本稿脱稿後にMatthew H. Sommer, *Polovandy and Wife-Selling in Qing Dynasty China: Survival Strategies and Judicial Interventions*. University of California Press, 2015を入手した。『巴縣檔案』を主要な材料の一つとして「一夫多妻」「賣妻」について論じたもので、本稿とも關係が深い、十分に検討することができなかった。併せて参照されたい。

they organized. Merchants in Chongqing basically mediated disputes that arose within their daily sphere of activity and thereby maintained order throughout their whole commercial world. However, they had no legal force over others, and if the persons involved in the dispute did not accept mediation, they could only depend on the government. This way of maintaining order was unreliable and insufficient, but it suited the actual situation of the commercial world in Chongqing at that time and corresponded to the merchants' sense of justice.

**LAWSUITS BETWEEN HUSBANDS AND WIVES AND DIVORCE
IN THE LATE QING ERA, FOCUSING ON *THE BA COUNTY*
*ARCHIVE : TONGZHI ERA***

MIZUKOSHI Tomo

Using local archives as source materials, we have recently been able to analyze troubled relationships between husbands and wives and divorce in the pre-modern age in a more matter-of-fact, quotidian manner. This paper is an attempt to examine relations between husbands and wives by focusing on divorce through lawsuits between husbands and wives by analyzing in the main nearly 1,400 lawsuits under the category of "Women" in the *Ba county archive : Tongzhi era*.

There are many *tuihun wenyue* 退婚文約 (divorce contracts) in the Ba county archive that show that both husbands and wives went to court against each other to gain advantageous position. In these lawsuits, the husband's side intended to secure rights of ownership of his wife or mistress, and at the best to continue to keep her under his control. The wife's side went in just the opposite direction, intending to prevent the marriage to be reinstated, even though bringing a suit against her husband's side with taking a legal risk. In a word, the wife's side went to court against the husband on predicated on the intent to deny the husband's right to ownership. The true nature of problem was the tendency to regard the ownership of wife as more important than discord between husband and wife, and the husband, wife and other persons concerned were apt to be more interested in the economic issues.

Thus, even marriage became a business. At the time of the marriage, large sums of money came into play, and the marriage contract even contains clauses guaranteeing support of the wife's parents. Under such circumstances, the woman

who was become a wife, her parents and relatives strove to maintain her commercial value as much as possible. Depending on the circumstances, they might abandon her husband and let her remarry another man. These findings reveal the actual condition of extremely rational behavior in relations between husbands and wives and divorce, including acts of free will on the part of women themselves.

WOMEN IN QING SOCIETY AS SEEN FROM COURT ARCHIVES

USUI Sachiko

This paper is an attempt to examine what kind of incidents and disputes in which woman appeared as victims, perpetrators, or simply persons concerned in archives of lawsuits, and then to use these findings to consider the situation of woman in Qing society. The first section briefly surveys legal provisions concerning lawsuits involving women. The second section indicates the numbers and trends of items concerning woman in the four groups of source materials on lawsuits used in this paper, the Ba county archive, the Huizhou archive, the Taihuting (Liminfu) archive, and the Shuntianfu archive. The third section examines disputes concerning inheritance, family property, troubles between husbands and wives, as well as cases in which a mother or mother-in-law took a problem son to court, cases concerning tenancy and debt, and cases in which a wife went to court on behalf of her husband. These lawsuits involving women varied widely from serious cases to daily affairs of a routine nature. During this period lawsuits brought by women were restricted, but in fact women frequently went to court and their suits were accepted. Although the lineage system and its control was strong, in cases concerning inheritance and family property, this fact often became a cause of, rather than solution to, disputes. The fourth section attempts to show regional differences seen in the lawsuits involving the trade in woman. In Ba county, the abduction and trade in woman was remarkably frequent and systematic. The section shows that this may have been caused by population flows, in other words, there were historically both massive inflows and outflows of people in Ba county, while on the other hand, the people of Huizhou mainly worked outside their home territory.